

環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム

構築のための運用マニュアル



平成28年8月

山形県 新庄市

## はじめに

携帯電話などの小型電子機器類には、金、銅などの貴金属のほか、レアメタルといわれる希少資源が含まれていますが、従来、使用済みとなった小型電子機器類については、その多くが一般廃棄物として排出され、十分な資源回収が行われないまま処分されてきました。

こうした状況に対応するため、国において「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が制定され、使用済小型電子機器等からの有用資源の回収の仕組みが整えられたところです。

この法律は、平成25年4月1日から施行されましたが、先進的な神奈川県では、これに先立って、福祉との連携による小型家電リサイクルの事業モデルの検討を行い、「かながわモデル」として市町村に提案、同年1月から、伊勢原市において、「かながわモデル」による取組として市内の障がい者就労施設と連携した事業が開始されました。

福祉との連携による小型家電リサイクルの取組は、有用資源の効率的な再資源化を行いつつ、障がい者の社会参加の促進を図ることができるものであり、環境部門、福祉部門の双方にとって意義がある取組であると考えております。

本編は、こうした状況に対応しうる、本市と障がい者就労施設、再資源化事業者が、相互に連携して、地域の実情に応じた小型家電リサイクルシステムの構築のための指針として活用するために「新庄市版」として編成したものです。

平成28年8月

新庄市環境課長

新庄市成人福祉課長

## 1 本運用マニュアルの趣旨

本運用マニュアルは、本市の環境部門と福祉部門が、使用済小型電子機器等の再資源化に関する事業を、障がい者就労施設と連携を図りながら推進する場合の留意事項や参考事項を取りまとめたものです。

また、本運用マニュアルでは、市町村は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」といいます。）に基づき、使用済小型電子機器等の分別収集を行うことを想定していますので、分別収集の方法や再資源化事業者との契約方法については、国が作成している各種ガイドライン※をあわせて参照してください。

### ※「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver. 1.1）」

（平成 26 年 2 月 環境省・経済産業省）

[http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl\\_collect140228.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf)

### ※「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン（Ver. 1.1）」

（平成 26 年 4 月 環境省・経済産業省）

[http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl\\_agree140425.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf)

## 2 小型家電リサイクル法の概要

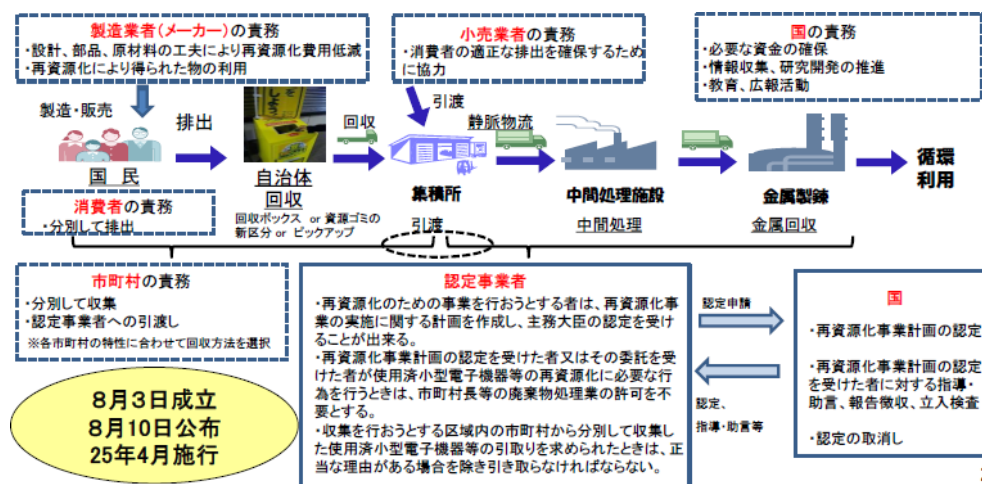
### (1) 目的

小型家電リサイクル法は、使用済となった携帯電話、デジタルカメラなどの小型電子機器等に利用されている有用な資源の相当部分が再資源化されずに廃棄されている状況に対応するために制定された法律です。

### (2) 制度の概要

市町村等が回収した使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が、その再資源化事業を実施するための計画（再資源化事業計画）を作成し、その計画について主務大臣（環境大臣・経済産業大臣）の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る制度です。

再資源化事業計画の認定を受けた者を、「認定事業者」といいます。



[環境省資料より]

### (3) 制度の対象となる品目

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものがこの制度の対象となります（小型家電リサイクル法第2条）。

具体的には、次の電気機械器具が対象とされており、特定家庭用機器再商品

化法（家電リサイクル法）の対象となる品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を除き、ほぼ全ての家庭用電気機械器具が対象となります。

No.	対 象 品 目	具 体 例
1	電話機、ファクシミリ装置 その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS 端末 その他の無線通信機械器具	携帯電話端末（公衆用 PHS 端末、スマートフォンを含む）、カーナビゲーションシステム、ETC 車載ユニット、VICS ユニット
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法対象品目を除く）	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダー/プレーヤー、DVDレコーダー/プレーヤー、BDレコーダー/プレーヤー、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダー、CDプレーヤー、MDレコーダー/プレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータデスクトップ型（タワー型及び

		一体型を含む)、パーソナルコンピュータタブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置 (ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター (パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター (パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダー、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ (モニターを含む)、電卓、電子辞書
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスマーター (体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電子式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療機器、家庭用磁気・熱療法治療機器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジ	電子ジャー、食器洗い乾燥機 (卓上

	の他の台所用電気機械器具 (家電リサイクル法対象品目を除く)	型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具 (家電リサイクル法対象品目を除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具 (家電リサイクル法対象品目を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブ その他の保温用機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアドライヤー、電気かみそり、電気脱毛機、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧器、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ機	電気マッサージ機
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ (懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計

27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）

<環境省資料より>

#### (4) 市町村の役割

市町村は、その区域内で排出される使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者か、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければなりません（小型家電リサイクル法第5条第1項）。

引渡しの相手方は認定事業者に限定されませんが、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合には、市町村が、その再資源化事業者が引渡先として適切であるか確認する必要があります。

確認項目については、環境省と経済産業省が作成した「市町村－認定事業者の契約に係る運用マニュアル」に記載されていますので、参考にしてください。

分別収集の対象とする品目は、(3)「制度の対象となる品目」の中から市町村が選択することとなります。

また、分別収集の方法については、公共施設や店舗などに回収ボックスを設置して回収する方法（ボックス回収）や、不燃ごみなどの区分で排出されたものを、回収した市町村が分別する方法（ピックアップ回収）など、様々な方法があり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施することとされています。

詳細については、環境省と経済産業省が作成した「使用済小型電子機器等の回収に係る運用マニュアル」に記載されていますので、参考にしてください。



## (5) 認定事業者の役割

認定事業者は、使用済小型電子機器等の再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められています。

このため、認定事業者は、再資源化事業計画で定めた収集区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、引取りに応じなければなりません（ただし、天災など正当な理由があるときは引き取らないことができます。）（小型家電リサイクル法第12条）。

認定事業者は、引き取った使用済小型電子機器等を自ら再資源化するか、又は再資源化事業を行うことができる者に引き渡して、鉄、アルミニウムなどのほか、金、銀、銅などの貴金属や、パラジウム、セレン、テルル、ビスマスなどの希少資源を回収することとされています。

※ 認定事業者は、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣）が、随時認定をしています。最新の情報は、環境省ホームページによりご確認ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

### 3 小型家電リサイクル法施行上の課題

環境省によると、小型家電リサイクル法施行初年度（平成 25 年度）の全国の回収実績は 23,971 トンです。

回収量を増加させるためには、多くの市町村で使用済小型電子機器等の分別収集を行っていただくとともに、各市町村ができるだけ多くの使用済小型電子機器等を集める必要があります。

しかし、使用済小型電子機器等には、携帯電話など資源価値の高いものだけでなく、処理困難なもの、運搬効率が悪いもの、資源量が少ないものなども多く含まれます。

こうした品目は、市町村から認定事業者等への有償での引渡しが難しいため、市町村が分別収集の対象とすると、その財政負担が増加することとなることから、分別収集の対象とする市町村は半数程度に止まります。

今後、市町村がこうした品目の分別収集に取り組み、再資源化を進めるためには、有価性を高めた上で認定事業者等に引き渡すことにより、その財政負担の軽減を図る必要があります。

そのためには、市町村がこうした品目を分解して基板など金属が多い部分を取り出した上で認定事業者等に引き渡すなど、有価性を高めるための前処理作業を行ってから引き渡す仕組みについて検討を進める必要があります。

また、使用済小型電子機器等の中には、携帯電話やパソコンなど、個人情報を含むものがあり、個人情報の漏洩を心配して排出を躊躇する方も多くいる※ことから、回収量の増加を図るためには、市町村において個人情報保護対策に万全を期すことが重要です。

このため、個人情報を含む品目については、排出される方の不安を軽減し、回収量の増加を図るため、記録媒体部分に穴を開けるなど物理的に破壊するこ

とにより、個人情報の漏洩を防ぐことも検討を進める必要があります。

※ 環境省が平成 25 年 12 月に実施した「消費者意識についてのアンケート調査」によると、「小型家電リサイクル法に基づいて小型家電を排出するとは思わない」と回答した消費者のうち、16.2%の方が、理由として「個人情報が漏洩するのではないかと心配であるから」を挙げています。

## 4 障害者優先調達推進法の概要

### (1) 目的

国等における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品や役務（サービス）を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

### (2) 制度の概要

国や地方公共団体、独立行政法人等は、障がい者就労施設等から優先的に物品や役務（サービス）を調達するよう努めなければなりません（障害者優先調達推進法第3条、第4条）。

また、国や地方公共団体、独立行政法人等は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達目標を定めた調達方針を作成し、年度終了後、調達の実績を公表することとされています（障害者優先調達推進法第6条、第7条、第9条）。

さらに、国や地方公共団体、独立行政法人等が障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進することで、これを呼び水として、民間部門へも取組の輪を広げていくことを目指しています。

なお、地方公共団体が障がい者就労施設等から物品や役務を調達する場合には、競争入札によらず、随意契約によることができる場合がありますが、障害者優先調達推進法に基づき国が定めた「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」では、随意契約により調達を行う場合には、障がい者就労施設等からの調達に配慮するよう努めるものとされています。

### (3) 優先調達の対象となる施設

障害者優先調達推進法における優先調達の対象は、「障がい者就労施設」、「在宅就業障がい者」及び「在宅就業支援団体」とされています。

このうち、「障がい者就労施設」の種類は、次のとおりです。

	施設等の種類	概要
障害福祉サービス事業所等	障がい者支援施設	障がい者につき入所支援を行うとともに、施設入所以外の支援を行う施設（障がい者総合支援法第5条第11項）
	地域活動支援センター	障がい者が通所し、創作的活動、生産活動、社会との交流を行う事業所（障がい者総合支援法第5条第25項）
	障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	
	生活介護事業所	常時介護を要する障がい者に、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所（障がい者総合支援法第5条第7項）
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所（障がい者総合支援法第5条第13項）
就労継続支援事業所A型	一般企業等への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び技能の向上のために必要な訓練を行う事業所（障がい	

		者総合支援法第5条第14項)
	就労継続支援事業 所B型	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び技能の向上のために必要な訓練を行う事業所。雇用契約は締結しない。 (障がい者総合支援法第5条第14項)
	小規模作業所	障がい者の地域社会における作業活動の場として国又は地方公共団体から必要な費用の助成を受けている施設(障がい者基本法第18条第3項)
民間	企業特例子会社	一定以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用する株式会社(子会社)で、その子会社と特殊の関係にある事業主(親事業主)が厚生労働大臣の認定を受けているもの(障がい者雇用促進法第44条第1項)
	重度障がい者多数雇用事業所	次の要件の全てを満たす事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者である労働者の数が5人以上</li> <li>・障がい者である労働者の割合が20%以上</li> <li>・雇用する障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の割合が30%以上</li> </ul>

## （施設内就労と施設外就労）

障がい者就労施設（障害福祉サービス事業所等）の利用者（障がい者）は、その通所する障がい者就労施設において生産活動に従事するのが通常ですが、委託契約に基づき、それ以外の場所（委託者の事業所など）で生産活動に従事することがあります。

通所する施設で生産活動に従事する形態を「施設内就労」といい、それ以外の場所で従事する形態を「施設外就労」といいます。

施設内就労だけでなく、施設外就労の場合も、障害者優先調達推進法の対象となります。

障がい者就労施設側から見た施設内就労と施設外就労のそれぞれのメリットは、次のとおりです。

施設内就労	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者及び職員が、慣れた環境で作業に従事できる。</li><li>・移動の負担が少ない。</li><li>・新たな職員の配置が不要</li></ul>
施設外就労	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の就業意識の向上が期待できる。</li><li>・作業場の確保が容易</li><li>・専用の機械の導入が不要</li><li>・委託者との情報交換が容易</li></ul>

#### (4) 優先調達の対象となる役務

国が示す優先調達の対象となる役務の具体例は、次のとおりです。使用済小型電子機器等の分解等の業務は、「その他のサービス・役務」に該当します。

分類	具体例
印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒などの印刷
クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

（平成 25 年 5 月 17 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に伴う留意事項について」より）



## 5 障害者優先調達推進法施行上の課題

平成26年3月現在、山形県内112の就労継続支援B型事業所には2,329人の障がい者の方が通所しており、障がい者の就労支援の大きな受け皿となっていますが、その工賃※1は下表のとおりです。

障がい者の社会参加促進のためには、就労継続支援B型事業所への発注を拡大し、生産活動の充実を図っていくことが重要です。

平成26年度山形県工賃（賃金）実績

種別	事業所数	定員(人)	工賃支払総額 (千円)	延作業月数	1人あたりの平均月額工賃		延作業時間数	1人あたりの平均時間額工賃		
					金額(円)	対H25比		金額(円)	対H25比	
就労継続 支援A型	雇成型	24 (19)	549 (472)	443,404 (349,237)	6,670 (5,106)	66,477 (68,397)	△1,920 (△2.8%)	596,237 (465,168)	744 (751)	△7 (△0.9%)
	非雇成型	3 (0)	90 (0)	237 (0)	12 (0)	19,758 (0)	- -	712 (0)	333 (0)	- -
	計	24 (19)	549 (472)	443,641 (349,237)	6,682 (5,106)	66,393 (68,397)	△2,004 (△2.9%)	596,949 (465,168)	743 (751)	△8 (△1.1%)
就労継続 支援B型	112 (99)	2,329 (2,113)	280,817 (262,546)	24,470 (22,778)	11,476 (11,526)	△50 (△0.4%)	1,956,028 (1,834,422)	144 (143)	1 (+0.7%)	
県全体計	136 (118)	2,878 (2,585)	724,458 (611,783)	31,152 (27,884)	23,256 (21,940)	1,316 (+6.0%)	2,552,977 (2,299,590)	284 (266)	18 (+6.8%)	

※1 就労継続支援B型事業を行う者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととされています（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第201条第1項）。

## 6 福祉との連携による小型家電リサイクルの意義

### (小型家電リサイクル推進の観点から)

市町村が分別収集した使用済小型電子機器等を認定事業者等の再資源化事業者へ引き渡す場合に、障がい者就労施設において次の前処理作業を行うことにより、小型家電リサイクル法に基づく再資源化の促進や、排出者の不安軽減につながることを期待できます。

- ・ 有価での引渡しが困難な品目の分解等 ⇒ 有価性の向上
- ・ 携帯電話など個人情報が含まれる品目への穴あけ ⇒ 個人情報漏洩防止

### (障がい者の社会参加推進の観点から)

障がい者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが大切です。そのためには、障がい者が働く障がい者就労施設の生産活動の機会を確保し、その経営基盤を強化することが必要です。

そこで、障がい者就労施設の業務の範囲を使用済小型電子機器等の前処理作業のような新たな分野にも広げることにより、施設の生産活動の幅が拡大され、そこで作業をする障がい者の就労機会の確保にもつながることが期待できます。また、業務量によっては、障がい者の工賃の向上が図られる場合もあります。

このように、市町村から障がい者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理業務を委託するなど、障がい者が働くための支援を行うことにより、障がい者の社会参加が促進されることが期待できます。

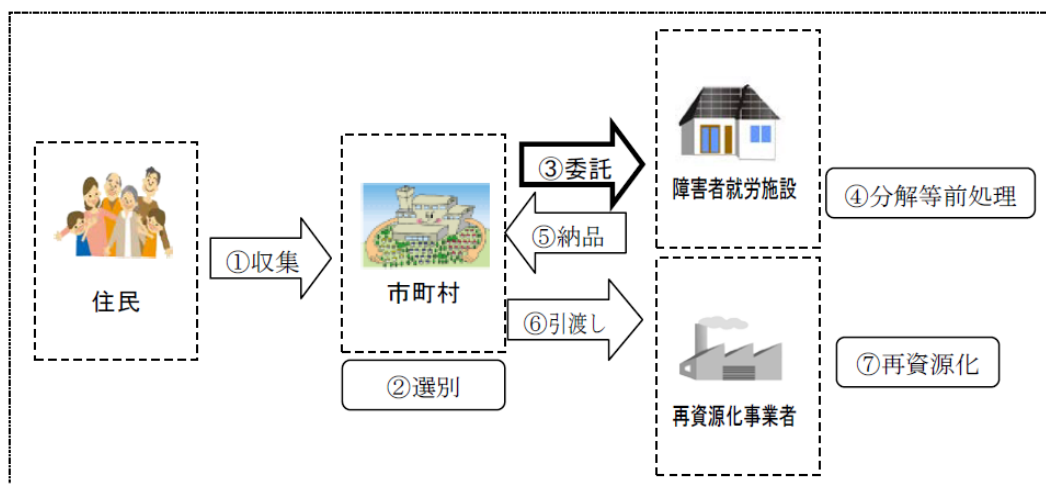
以上のことから、市町村が使用済小型電子機器等の再資源化に取り組むに当たり、福祉との連携を図っていくことは、環境部門と福祉部門の双方にとって、大きなメリットがあるものと考えられます。

## 7 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法

### (1) 市町村から障がい者就労施設への引渡し

市町村から障がい者就労施設（障害福祉サービス事業所等に限ります。）に使用済小型電子機器等を引き渡し、障がい者就労施設で分解等の前処理を行う場合、引渡しの形態として「委託」と「譲渡」の二つの方法が考えられます。

#### <委託による場合>



#### (概要)

- ・ 住民が排出した使用済小型電子機器等を市町村が分別収集し、選別した後、障がい者就労施設に分解等の前処理を委託します（上記①～③）。  
委託契約の締結は、競争入札によるほか、一定の場合には随意契約によることもできます。
- ・ 引渡しの対象となる使用済小型電子機器等が廃棄物に該当する場合には、委託契約や分解作業の内容について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）が適用されます。
- ・ 業務を受託した障がい者就労施設は、分解等の前処理を行い、委託した市町村に納品します（上記④～⑤）。

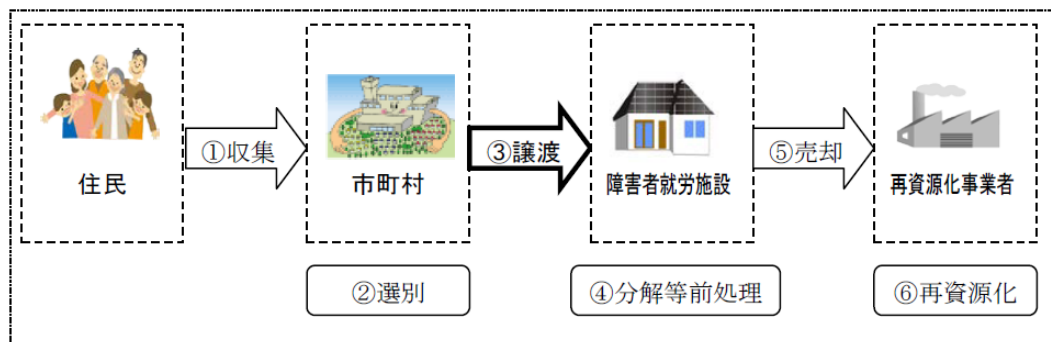
前処理の際に生じる残渣の取扱いについては、あらかじめ契約で定めておく必要があります。

市町村は、業務実績に応じ、障がい者就労施設に対して委託料を支払いま

す。

- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達実績となります。
- ・ 納品を受けた市町村は、認定事業者等の再資源化事業者に対し、前処理後の使用済小型電子機器等を引き渡します。

### <譲渡による場合>



#### (概要)

- ・ 住民が排出した使用済小型電子機器等を市町村が分別収集し、選別した後、障がい者就労施設に対し、有償か、又は無償で譲渡します（上記①～③）。

譲渡の対象となる使用済小型電子機器等は、有価物に限られます。

- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達実績とはなりません。
- ・ 障がい者就労施設は、譲渡を受けた使用済小型電子機器等について分解等の前処理を行い、再資源化事業者に売却します（上記⑤）。

売却益は、障がい者就労施設の収入となります。

なお、前処理により残渣が発生した場合は、産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として、障がい者就労施設の責任で処理する必要があります。

## (2) 前処理の内容

使用済小型電子機器等の有価性を高めるために障がい者就労施設で行う前処理の例として、次のものが挙げられます。

ただし、これらの工程によって有価性が向上するか否か、また、どの程度向上するかについては、引き渡す使用済小型電子機器等の状態、引渡量、金属相場の動向、引渡先となる再資源化事業者の再資源化の方法等に大きく影響されますので、あらかじめ関係者間で確認しておく必要があります。

前処理の例	効果	課題
分解（基板等金属部分の取出し）	再資源化事業者への引渡しを資源価値が高い部位に限定することにより、有価での引渡しが可能となる場合があります。	基板等金属部分以外の部分は引渡し・再資源化の対象とならないこと。
二次電池（密閉型蓄電池）の取外し	二次電池を含む使用済小型電子機器等は、そのままの状態では破砕することができない（発火のおそれがある）ため、あらかじめ取り外すことにより、引渡価格が向上する場合があります。	取外しが困難な品目があり、対象が限定されること。
分別	種類ごとに分別することにより効率的な再資	分別のためのスペースの確保が必要となるこ

	源化が可能となるため、引渡価格が向上する場合があります。	と。
--	------------------------------	----

携帯電話等、個人情報が含まれる使用済小型電子機器等に係る個人情報保護のために障がい者就労施設で行う前処理の例として、情報が記録されている部分に穴を開けるなど物理的に破壊する作業が挙げられます。

また、次の品目については、表の右欄に記載の理由により、障がい者就労施設での前処理には適さないと考えられます。

品目の例	適さない作業	理由
フロン類を含むもの (除湿機、冷水器、スポットクーラー等)	分解	フロン類の回収、破壊には、専門的技術を必要とするため
二次電池を容易に取り外せないもの (スマートフォン、タブレット端末、コードレススピーカー、コードレスキーボード、シェーバー、電動歯ブラシ、充電式小型掃除機等)	・分解 ・二次電池の取外し ・個人情報保護のための穴あけ	作業の際に、二次電池を工具で傷つけ、発火するおそれがあるため

### (3) 留意事項

#### ア 廃掃法

##### (廃棄物該当性)

使用済小型電子機器等は、各家庭から排出される段階では、廃棄物に該当すると考えられますが、市町村が分別収集し、一定の選別をして、有価性の高いもののみを抽出した場合、障がい者就労施設に引き渡す段階では、廃棄物ではなく、有価物と判断される場合があります。

廃棄物に該当する場合、その処理については廃掃法の規制が及ぶこととなりますが、有価物に該当する場合には、その処理について廃掃法の適用は受けません。有価物であれば、市町村から障がい者就労施設に譲渡することが可能ですが、廃棄物の場合には市町村に処理責任がありますので、譲渡することはできません（一定の条件のもとに処理を委託することは可能です）。

市町村から障がい者就労施設に引き渡す際に廃棄物に該当するか、有価物に該当するか、という点については、市町村において、「物の性状」、「排出の状況」、「通常の取扱い形態」、「取引価値の有無」及び「占有者の意思」等を総合的に勘案して判断する必要があります。

なお、障がい者就労施設が有価物に該当しない廃棄物を運搬する場合には、市町村長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けるか、市町村から委託を受ける必要があります（この場合、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります）。

##### (中間処理該当性)

市町村から障がい者就労施設に引き渡す使用済小型電子機器等が「廃棄物」に該当する場合、障がい者就労施設が行う前処理の作業が、廃掃法上の「中間処理」に該当することがあります。

廃棄物の「中間処理」とは、最終処分の前段階で、物理的、化学的又は生物学的な方法によって廃棄物の形態、外観、内容等を変化させることを意味しますが、障がい者就労施設が廃棄物の中間処理を行う場合には、市町村長から一般廃棄物処分業の許可を受けるか、市町村から委託を受ける必要があります(この場合、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります。)

障がい者就労施設で行う使用済小型電子機器等の前処理が廃棄物の中間処理に該当するか否か、という点については、上記の中間処理の意義に照らして、使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村が適切に判断する必要があります。

#### (委託基準適合性)

市町村が障がい者就労施設に廃棄物の中間処理を委託する場合には、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります。

委託基準の内容は廃掃法施行令第4条に定められており、その内容は次のとおりです。

#### 〔一般廃棄物の処分を委託する場合の基準〕(廃掃法施行令第4条)

- ① 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(第1号)

- ② 受託者が、次のいずれにも該当しない者であること。(第2号)

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 廃掃法、浄化掃法等、暴力団対策法、刑法等の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年



を経過しない者

- ・ 一般廃棄物収集運搬業等の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者等
- ・ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者など

- ③ 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。(第3号)
- ④ 一般廃棄物の処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。(第4号)
- ⑤ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。(第5号)
- ⑥ 市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。(第7号)
- ⑦ 委託契約には、受託者が①から③までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。(第8号)
- ⑧ ⑥に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、その市町村に対し、あらかじめ、処分又は再生の場所の所在地等について通知するとともに、1年以上にわたり継続して委託するときは1年に1回以上実地検査を行うこと。(第9号)

受託者となる障がい者就労施設が委託基準に適合するかどうかは、業務を委託する市町村が適切に判断する必要があります。

## イ 障害者優先調達推進法との関係

市町村が障がい者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理を委託する場合には、障がい者就労施設から役務を調達することになりますので、当該委託は、障害者優先調達推進法に基づく調達実績となります。

他方、市町村が障がい者就労施設に対し使用済小型電子機器等を譲渡する場合には、物品又は役務の調達には該当しないため、障害者優先調達推進法に基づく調達実績とはなりません。

## ウ 契約の方法等

### (再資源化事業者事前に確認すべき事項)

障がい者就労施設で分解等の前処理を行った使用済小型電子機器等は、委託、譲渡のいずれの場合であっても、最終的には認定事業者等の再資源化事業者へ引き渡され、再資源化されることになります。

再資源化の方法は、再資源化事業者によって様々ですので、どの品目について、どのような前処理を行うことが再資源化の効率化に貢献できるのか、という点については、再資源化事業者によって異なります。

また、品目によっては、前処理を行う必要がないものもあります。

このため、市町村は、障がい者就労施設との連携を検討する場合には、引渡先となる再資源化事業者から、対象品目や前処理の内容などについてあらかじめ確認しておく必要があります。

事前に確認しておく必要があると考えられる主な事項は、次のとおりです。

調整事項	内 容
対象品目	・ 前処理を行うことによって再資源化効率が向上し、有価引取りが可能となる（引取価格が向上する）品目は何か。

前処理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再資源化効率が向上する前処理の内容はどのようなものか。</li> <li>・ 分別や分解を行う場合、どの程度の精度が求められるのか。</li> </ul>
残渣の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別や分解を行った際に発生する残渣（再資源化事業者の引取りの対象とならない物）をどのように取り扱うか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引渡しの頻度、1回当たりの引渡し量はどの程度が最適か。</li> </ul>

**（市町村が障がい者就労施設との連携を図るに当たってあらかじめ検討すべき事項）**

市町村が障がい者就労施設と連携して小型家電リサイクルを行おうとする場合、あらかじめ検討しておく必要があると考えられる主な事項は、次のとおりです。

項 目	内 容
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託によるか、譲渡によるか。</li> <li>・ 譲渡による場合、有償とするか、無償とするか。</li> </ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者就労施設で行う前処理の内容、対象品目、分別・分解の精度など（再資源化事業者への確認結果に基づいて検討）</li> </ul>
業務履行方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前処理の手順、必要な工具類 など。</li> <li>・ 委託の場合、施設内就労とするか、施設外就労とするか。施設外就労とする場合の作業場所 など。</li> </ul>
作業員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発火、発熱等の危険を伴う作業の回避</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分解作業に伴う怪我の防止方策 など。 (先行事例では、ゴーグル、手袋を着用)</li> </ul>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年契約とするか、半年契約とするか など。</li> </ul>
予定数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間内に市町村から引き渡す使用済小型電子機器等の量の見込み</li> </ul>
費用算定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託による場合：委託料の算定方法（委託料算定に当たって考慮する費用）</li> <li>・ 譲渡による場合：有償とするか、無償とするか。 有償とする場合の売払価格算定方法 など</li> </ul>
納期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容、予定数量等を考慮して決定</li> </ul>
業務に必要な指導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務指導を行う者（市町村職員か、再資源化事業者か）</li> <li>・ 業務指導を行う期間（業務の習熟には通常3か月程度要するとされているが、業務内容によって異なる点に留意）</li> </ul>
業務に必要な工具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分解を行う場合に必要なドライバーや、作業員の防護に必要なゴーグルなどの種類、調達方法、費用負担など。</li> </ul>
残渣の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別や分解を行った際に発生する残渣（再資源化事業者の引取りの対象とならない物）の取扱い  (特に、譲渡による場合は、残渣は産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として障がい者就労施設の責任で処理しなければならない点に留意)</li> </ul>

(市町村が契約相手方に求めることが適当な事項)

市町村が障がい者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理業務を委託する場合、又は譲渡する場合には、前処理業務を安全・確実に実施できる障がい者就労施設を相手方とする必要があります。

市町村が、契約相手方となる障がい者就労施設に求めることが適当な事項としては、次のものが挙げられます。

項 目	内 容
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最終的な引渡先となる再資源化事業者が要求する作業を確実に実施できることが必要です。</li><li>・ なお、分解、分別、穴あけ等の作業については、複雑な作業を伴うものではないことから、専門的かつ高度な技能は必要とされないと考えられます。</li></ul>
作業スペース (施設内就労)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業量によって異なりますが、分解、分別、穴あけ等の作業であれば、作業用の机が設置できる程度の場所が確保できれば作業可能です。</li></ul> <p>(作業に必要な面積は健常者と大きく異なることはありません。)</p>
保管スペース (施設内就労)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業の期間を通じて、盗難や性状悪化を防止し、適切に管理できる場所が確保される必要があります。</li><li>・ 特に、携帯電話やパソコンなど、個人情報を含む使用済小型電子機器等を作業の対象とする場合には、施錠可能な保管庫の確保等、個人情報の漏洩防止措置が可能な保管場所が確保される必要があります。</li></ul>
保険加入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業実施に伴う怪我などの事故については、障がい者就労施設側が対応することが原則となるため、万が一</li></ul>

	<p>事故が発生した場合には、施設側で業務の継続が困難となる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このため、損害賠償保険への加入の有無をあらかじめ確認しておくことが適当です。</li> </ul>
委託基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物である使用済小型電子機器等の中間処理業務を委託する場合は、相手方となる障がい者就労施設が廃掃法施行令第4条の委託基準に適合することが必要です。</li> </ul>

なお、作業を行う障がい者の障害種別については、特段の制約はないと考えられます（先行事例では、身体障害、知的障害、精神障害いずれの方も従事されています。）。

市町村における契約相手方の選定や事前調整は、環境部局と福祉部局が連携して行う必要があります。

また、契約相手方を選定する場合、「共同受注窓口」を活用すると便利です。

#### （委託による場合の契約方法）

市町村から障がい者就労施設に業務を委託する場合の契約方法は、原則として競争入札によることとなりますが、次の場合には随意契約によることができます。

	要 件	根 拠
①	委託料の予定価格が 50 万円の範囲内において市町村規則で定める額を超えない額である場合	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号
②	市町村規則で定める手続により役務の提供を受ける場合※	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号

※ ②の方法による場合、委託料の予定価格の制約なく随意契約によることが可能ですが、この場合、あらかじめ市町村規則で一定の手続を定めておく必要があります。また、障がい者就労施設のうち「企業」に該当するものと②の方法による随意契約を締結する場合は、別途、市町村長による認定手続が必要です。

市町村規則で定める手続としては、概ね次のような手続が想定されると解されています。

- ・ あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- ・ 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- ・ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

市町村は、契約に先立ち、委託料の予定価格を設定する必要がありますが、その額は、障がい者就労施設が受託業務を遂行するに足りる額であることが必要です（特に、廃棄物である使用済小型電子機器等の中間処理が対象となる場合には、この点が委託基準とされています（廃掃法施行令第4条第5号））。

予定価格の設定に当たっては、他の自治体での事例や他の業務に係る工賃などを考慮して定めるのが一般的ですが、具体的な方法は、各市町村の財務会計部局が定めるところによります。

なお、先行事例では、再資源化事業者への売払価格を考慮して設定する例があります。

また、恒常的に作業ができる程度の業務量がある場合には、作業の継続性の確保のため、作業員の人件費をベースとするよう配慮することも考えられます。

### （有償譲渡（売払い）による場合の契約方法）

市町村が使用済小型電子機器等（有価物）を売払う場合は、原則として競争入札によることとなりますが、予定価格が少額である場合※は随意契約によることができるため、特定の障がい者就労施設に売り払うことが可能となります。

※ 予定価格が 30 万円の範囲内において市町村規則で定める額を超えない額である場合の売払いが該当します（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号）。

### （無償譲渡（贈与）による場合の契約方法）

市町村が障がい者就労施設に使用済小型電子機器等（有価物）を無償で譲渡する場合は、随意契約によることとなりますが、この場合は、あらかじめ個々の譲渡について議会の議決を得るか、又は条例で無償譲渡事由として定めておく必要があります（地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号）。

条例で財産無償譲渡の基準を定めた場合は、あらためて個々の譲渡について議決を得る必要はありませんが、各市町村の現行条例の規定で解釈上読み込むことができるか、新規に規定する必要があるのか等については、あらかじめよく確認しておく必要があります。



## 8 市町村が障がい者就労施設と契約する際の確認事項

前述を再掲することとなりますが、市町村が障がい者就労施設と契約行為を行う場合の実務的な確認項目を、次のとおり取りまとめるものです。

### (1) 報告書等の提出

- ①回収量報告書
- ②仕切書
- ③処理実績報告書
- ④品目別回収物品報告書
- ⑤処理後物の組成分析

### (2) 事前確認に要するもの

- ① 業務総括責任者
- ② 小型家電に含まれる個人情報の保護状況
- ③ 市と協議した議事録
- ④ 業務計画書

- ・ 各拠点の回収方法及び業務の体制
- ・ 小型家電の処理施設の名称及び住所

※処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の施設許可を有する場合には、当該許可番号も記載すること。

- ・ 小型家電の処理の工程（選別、分解等）
- ・ 処理施設における1日あたりの処理能力
- ・ 処理後物の処理先（引き渡し先）

※処理先が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者には、当該許可番号

も記載すること。

⑤直近過去1年間の財務諸表

- ・損益計算書
- ・貸借対照表

⑥買受者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者にあつては、当該許可証の写し

⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに係る欠格条項に該当していないことを確認する書面

⑧個人情報漏えい防止のために講じる措置

⑨買受者自らが作成した業務計画書に基づき業務を実施することを誓約する書面

⑩その他市が必要と認める事項

- ・障がい者支援施設における主たる監督者・職員、作業者の名簿
- ・障がい者支援施設間の連携確認書

(3) 実地検査

**お問い合わせ先：**

山形県新庄市沖の町 10-37

新庄市環境課 環境保全室

TEL 0233-22-2111（内線 431、432、433）

FAX 0233-23-6760（直通）

Mail [kankyou@city.shinjo.yamagata.jp](mailto:kankyou@city.shinjo.yamagata.jp)